

制限付一般競争入札公告

告 示 第 3 号

令和 7 年 5 月 21 日

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、十日町地域広域事務組合財務規則（平成 12 年十日町地域広域事務組合規則第 2 号）第 4 条の規定に基づき、十日町市財務規則（平成 17 年十日町市規則第 63 号）第 145 条の規定を準用し公告する。

十日町地域広域事務組合

管理者 十日町市長 関口 芳史

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 高規格救急自動車用救急資機材
- (2) 納入場所 十日町地域広域事務組合（消防本部）
- (3) 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (4) 予定価格 事前公表

2 入札方式

制限付一般競争入札

3 入札参加条件

次の項目をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 6・7 年度十日町市物品入札参加資格を有している者、又は令和 6・7 年度津南町物品入札参加資格を有している者で、別紙「令和 7 年度高規格救急自動車用救急資機材仕様書」にある救急資機材を取扱うことができ、この公告日現在において、新潟県内に本社又は委任先支店（営業所）を有していること。
- (3) 過去 5 年間に、官公庁に対して救急資機材の納入実績があること。
- (4) 入札公告日から開札日までの間において、新潟県知事、十日町市長及び津南町長から指名停止を受けていない者
- (5) 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これと同等の責任を有する者を含む。）が、十日町市暴力団排除条例第 2 条及び津南町暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員である者、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと（契約時に暴力団等の排除に関

係する誓約書の提出が必要になります。提出がない場合は、契約を締結しない場合があります。).

4 入札参加申請に関する事項

(1) 申請期間

令和7年5月21日(水)から令和7年6月5日(木)までの土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法及び提出先

入札参加申請書を十日町地域広域事務組合総務課財政会計係宛に提出すること。提出方法については、郵送又は持参とすること。

(3) 確認結果連絡日

ア 非参加者と決定された者のみに対して、令和7年6月6日(金)に電話連絡し、後日文書により通知する。

イ 非参加とされた者は、そのことを知った日から3日以内に文書をもって、管理者に対し説明を求めることができる。

ウ 上記確認結果連絡日に非参加の連絡がない場合は、入札参加資格者となる。

5 仕様書

仕様書は、十日町地域消防本部のホームページ上「入札情報」において掲示する。十日町地域消防本部HP <http://www.tokamachi-kouiki.jp/>

6 仕様書に対する質疑の受付日時及び方法

(1) 質疑受付日時

令和7年5月21日(水)から令和7年6月5日(木)午後5時まで

(2) 質疑受付方法

十日町地域消防本部警防課警防係宛に質疑内容を書面にてファクシミリにより送信すること。電話による質疑は受け付けない。

なお、ファクシミリを送信した際は、送信した旨を十日町地域消防本部警防課警防係に電話連絡すること。

(電話：025-757-1558／ファクシミリ番号：025-757-8499)

(3) 回答方法

質問者に対しファクシミリで回答し、十日町地域消防本部のホームページ上「入札情報」で質問内容及び回答を掲載する。

7 入札

(1) 日時・場所

令和7年6月19日（木）午前10時45分

十日町地域広域事務組合（消防本部）3階多目的ホール

(2) その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金 免除

9 契約保証金 免除

10 最低制限価格 設定しない

11 入札回数 1回を限度とする。

12 無効入札 本公告に定める入札参加条件を満たしていない者及び入札に参加する資格のない者の行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

13 入札の中止 入札を中止又は延期する場合は、入札参加業者に通知する。

14 入札辞退 入札参加申請書の提出後に入札を辞退する場合は、入札の辞退を申請すること。

15 留意事項・その他

(1) 添付書類の作成に要する費用は提出者の負担とする。

(2) 添付書類は返還しない。

(3) 十日町地域広域事務組合、入札心得（物品用）を参照の上、入札すること。